

## 学校経営のポイント

### 免許状更新講習の“需給バランス”

若井 彌一

平成 19 年 6 月 27 日の教育職員免許法の一部改正法の公布により導入された教員免許状更新制が、平成 21 年 4 月 1 日から本実施される予定である。平成 20 年度に、すでに予備講習が 100 余の大学等で実施されており、準備は一通り済んで、あとは本番を待つだけというように思われていた。

#### “一部の府県で講座数不足”との報道

ところが、2 月 16 日の『読売新聞』（朝刊）の報道によると、一部の府と県では、準備されている講座（必修科目 12 時間、選択科目 18 時間）の受講可能人数が足りないことが文部科学省の調査で判明したという。早めに調査したことにより、免許状の更新講習実施前に把握できてよかったとはいえ、早急にしかるべき対応が必要である。

報道によれば、必修科目の講座、選択科目の講座に区分されている不足人数分の多い府県は、次のような状況である。

#### 必修科目の講座

府県	対象者	受入れ数	不足数
1. 兵庫県	3,311	2,350	-961
2. 神奈川県	4,000	3,250	-750
3. 宮城県	1,905	1,470	-435
4. 大阪府	4,805	4,380	-425
5. 長野県	1,453	1,160	-293

#### 選択科目の講座

1. 兵庫県	3,311	1,890	-1,421
2. 神奈川県	4,000	3,053	-947
3. 山形県	751	10	-741
4. 福岡県	3,353	2,680	-673
5. 京都府	1,773	1,380	-393

このような需給バランスの不整合が生じてしまう

結果となっているのは、文部科学省が講座増設を呼びかけているものの、「定員割れすれば赤字になる」と慎重な大学が多いことが一因であるような趣旨の解説がされている（前掲『読売新聞』）。

しかし、受講対象者が存在するにもかかわらず、受講できないというような事態は、なんとしても回避することが行政の条件整備の責務である。限られた期間ではあるが、最善の努力をしてほしい。

#### 受講者に“充実感と達成感”を与える工夫

初年度は全国で約 8 万 7,000 人の受講対象者であるということだが、講座の受入れ人数は、総数では充足可能との見通しのようである。そうすると、一部の府県（単位）の人数調整の課題は残されているものの、やはり、大局的にみれば、受講者がこの免許状更新講習により、充足感や達成感を得られるようにできる内容と方法に関する運営上の工夫がどうあるべきか、が中心的課題になる。

免許状更新講習は、「講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること」（教育職員免許法第 9 条の 3 第 1 項第 1 号）と条件づけられている。

このような条件づけの趣旨は当然としても、免許状更新講習をそれだけの意義づけにとどめるのではなく、教師の生涯職能発達に結びつけた発展的な意義を有するものとしてより積極的に位置づける制度的工夫も前向きに検討していく必要がありそうである。受講対象者も、そのような専門職としての精神的誇りをもって講習に臨みたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●最新刊好評発売中！ 星野昌治・廣田敬一【編】 A5 判 200 頁・定価 2,520 円 教育開発研究所

### 新教育課程の授業戦略 No.2 『理数教育充実への戦略』

■好評発売中！ 免許状更新講習、「指導改善研修」、新教育課程への移行等の対応は万全か！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5 判 370 頁定価 3,570 円